

令和5年第1回芸北広域環境施設組合議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和5年5月8日								
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場4階 委員会室								
議 長	大下正幸								
開閉会日時及び宣告	開 会	令和5年5月8日 午後2時							
	閉 会	令和5年5月8日 午後2時50分							
○ 出席を示す	議席	氏 名			出欠	議席	氏 名		出欠
△ 欠席を示す	1	芦田宏治			○	5	宮本裕之		○
× 不応招を示す	2	宍戸邦夫			○	6	熊高昌三		○
□ 公務欠席を示す	3	山本 優			○	7	湊 俊文		□
	4	美濃孝二			○	8	大下正幸		○
会議録署名議員	3番 山本 優			4番 美濃孝二					
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	箕野博司			局 長	児玉一朗			
	副管理者	石丸伸二			所 長	村田浩章			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名議員の指名について								
	日程第2 会期の決定について								
	日程第3 諸般の報告								
	日程第4	議案第6号	芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例						
	日程第5	議案第7号	監査委員の選任の同意について						
会議に付した事件	議事日程に同じ								
会 議 の 経 過	次のとおり								

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>定刻になりました。ただ今の出席議員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回芸北広域環境施設組合議会臨時会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において3番、山本優君及び4番、美濃孝二君を指名いたします。</p>
日程第2	議 長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本臨時議会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、熊高昌三君の報告を求めます。</p> <p>自席にて御報告をお願いいたします。</p> <p>はい。議会運営委員会の報告をさせていただきます。</p> <p>本日招集されました令和5年第1回臨時会の運営につきまして、4月24日に議会運営委員会を議長出席のもと開催をいたしました。</p> <p>本臨時会への提出議案は、2件ございまして、事務局から議案の説明を受け、協議をいたしました結果、会期につきましては、本日1日限りということに決定をさせていただきました。</p> <p>議案の内容につきましては、お手元に配付してあります提出議案書のとおりでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
	議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日1日とすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」という者あり〕</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。</p>
日程第3	議 長	<p>日程第3、「諸般の報告」をいたします。</p> <p>本臨時会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、局長及び所長です。</p> <p>以上で、諸般の報告を終わります。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 4	<p>議 長</p> <p>管 理 者 議 長 管 理 者</p> <p>議 長 局 長 議 長</p>	<p>日程第 4、議案第 6 号、「芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を、議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>議長。 管理者、箕野博司君。</p> <p>はい。皆様、こんにちは。</p> <p>〔一同、「こんにちは」〕</p> <p>提案理由の説明ということでございますがその前に一言挨拶を申し上げます。本日は、連休明け早々にもかかわらず、臨時議会を招集させていただきましたが、こうして御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>御案内のとおり、本臨時会におきましては、3月の全員協議会で説明いたしました、ごみ処理手数料の改正に係る条例改正の議案、それから組合監査委員の選任同意に係る議案の2件の審議をお願いするものでございます。</p> <p>また、本日は、議会終了後に全員協議会が開催されます。昨年度に実施しました事業系ごみの減量化についての調査結果について御報告をさせていただければと思っております。</p> <p>ごみの処理経費の増加が避けられない状況の中で、適正な負担をお願いするとともに、ごみの減量、リサイクルによるコスト削減に取り組む方針でありますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 6 号について説明いたします。お配りしております、提出議案書の 2 ページ 及び 3 ページ をお開きください。</p> <p>議案第 6 号「芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。</p> <p>ごみ処理施設への直接搬入ごみについて、受益者負担の適正化に伴いまして、ごみ処理手数料の改正を行う必要がありますので、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして、この条例案を提出するものでございます。</p> <p>よろしく願いをいたします。</p> <p>続いて詳細について、事務局に説明を求めます。</p> <p>議長。 局長、児玉一朗君。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>はい。失礼いたします。事務局より詳細につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>今、御覧いただいている提出議案書の2ページの表の部分でございますが、改正後と改正前の別表第2の表がございます。改正部分は、下線の部分でございます。燃えるごみの区分において、10 kgごとまでに一般家庭 65 円、事業所 90 円を、一般家庭 100 円、事業所 125 円に改正するものでございます。</p> <p>説明といたしまして、資料の1を御覧いただければと思います。資料の1ですが、2の項に、変更の内容が記載されておりますが、きれいセンターに直接ごみを搬入する際のごみ処理手数料を変更するものでございます。表にございますように、今回は、燃えるごみの処理手数料のみを変更するもので、網掛けの部分のごみ、燃えないごみ、容器包装ごみ、粗大ごみについては、変更いたしません。</p> <p>改定の理由といたしましては、(2)の項にございますように、受益者負担の適正化により、今後ごみ処理を継続して行うための財政状況を改善していくためのものでございます。(3)に施行期日といたしまして、本年の10月1日から実施したいと考えております。</p> <p>改定の理由につきましては、3月の全員協議会で御説明させていただいたとおりでございますが、資料2の方に前回の資料の抜粋をまとめておりますので、御覧いただければと思います。</p> <p>資料2の表面ですけれども、2の項の図表の1の部分、ごみの収集と施設持込みの受益者負担額の差異を記載しております。網掛け部分ですけれども、燃えるごみの収集の方、受益者負担額 65 円で負担割合 35%、一方施設持込みの方、受益者負担額 65 円で負担割合 20%ということで、この部分の是正を行うものです。(2)の図表2及び図表3で、ごみ処理に係る経費、特に電気代の上昇について、記載しております。</p> <p>資料2の裏面でございますが、改定の方法ですが、3の項の(1)にありますように、燃えるごみの10 kg当たりの経費につきまして、受益者負担率 27%を設定し、100 円という、ごみ処理手数料といたしました。事業所のごみ処理手数料については、一般家庭の改定額の差額、35 円を現行の 90 円に加算する形で 125 円としております。事業所のごみ処理手数料は、令和3年度に 70 円から 90 円に引き上げたところでございますが、事業者責任という大原則</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>もございます。今回の改定にも御理解を求めていきたいと思っております。</p> <p>以上、今回の議案説明でございしますが、関連として、ごみ袋の改定について、少し補足的に説明させていただきます。</p> <p>資料2の裏面の(4)にございしますが、ごみ袋については、手数料の改定ではなくて容量の改定、つまり、ごみ袋の大きさを変えることで対応したいと思っております。本日お配りしました資料の3ですけれども、カラーのA3の資料ですけれども、資料の3の方を御覧いただきますと、現在、ごみ袋というのが、その1にあります、全部で8種類ございします。9種類ですね、すみません、9種類ございします。それから処理券が2種類ございします。</p> <p>で、この燃えるごみの袋につきましては、2にあるんですけれども、最初は平袋という平らな袋でしたけれども、平成20年にプラスチック製容器包装の分別開始を行った時にですね、ごみ袋を全部、今のタイプのものに一新しました。燃えるごみについては、大と小だけだったんですけれども、住民の方々から、もっと小さい袋が欲しいという要望がございまして、令和2年の8月から、ミニサイズの袋を追加しています。</p> <p>3の項ですけれども、現在の燃えるごみ袋の問題点としてはですね、大の袋というのが非常に大きい袋なんです。他市町、例えば赤色のは呉市の袋なんですけれども、特大袋に相当する袋でございまして、ごみを減らそうという意識がですね、大きいとやはり薄れてしまう、といった問題があります。それから、裂けやすいという苦情が結構ございします。裂けにくくするために、いろいろ形状の変更とか対策しているんですけれども、まだそういった問題も起きております。</p> <p>で、今回、持込みごみの処理手数料の改定に伴いまして、ごみ袋の大についても、容量を小さくするということで対応させていただく中でですね、そういった材質の変更ですね、今、高密度ポリエチレンというのを使っているんですけれども、強度はあるんですが、裂けやすいという性質があります。これを低密度ポリエチレンという、伸びやすいんですけれども、裂けにくい素材に変更したいと思っております。ミニサイズの袋ですとか、青い燃えないごみの袋というのが、その低密度ポリエチレンの袋でございします。</p> <p>それから、デザイン、名称の変更ですね。前回、副管理者からの御提案もございましたけれども「燃やすしかないごみ」、といった</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>表現にすることですか、あるいはQRコードを印刷して情報サイトへ誘導するという、そういったところもですね、市町の担当課の皆さんとこれについては検討していきたいと思っております。</p> <p>実際にはですね、ごみ袋、容量を小さくするという事は、長さを少し短くするという形で対応させてもらいたいと思っております。実際、どれくらい容量入るとかですね、そういったことも含めながら、このごみ袋のデザインと大きさにつきましては、また市町の担当課の方と協議したいと思っておりますので、またその詳細が決まりましたら、また御報告させていただければと思います。</p> <p>ごみ袋の改正につきましては、規則の改正になりますので、議会への上程ということはないんですけれども、関連した事として今回説明させていただきました。以上です。</p>
	議 長	<p>これをもって、説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
4 番 議 員	議 長	<p>議長。</p>
議 長	4 番 議 員	<p>4 番、美濃孝二君。</p>
4 番 議 員		<p>はい。4 番、美濃孝二です。まず2点お伺いします。この条例により事業系燃えるごみ持込み手数料は、県内でほぼ平均なところになると考えますが、間違いないでしょうか。これが一つです。</p> <p>もう1点、家庭系、生活系の燃えるごみの持込み手数料が、県内市町で無料なのは現在何市町か伺います。</p>
議 長	局 長	<p>説明を求めます。</p>
局 長	議 長	<p>議長。</p>
議 長	局 長	<p>局長、児玉一朗君。</p>
局 長		<p>はい。そうですね。ちょっと説明が先ほどできなかったんですが、資料の4を見ていただけたらと思うんです。今日お配りしている資料の4が県内のごみ袋の有料化の状況、持込みの状況の一覧でございます。今御質問がありました事業系のごみですけれども資料の4の3ページです。資料の4の3ページの方に、各市町の事業所のごみ処理手数料が記載されております。一例ですと、広島市の場合ですね、袋、指定袋、事業系も指定袋を導入されています。例えば90リットルで216円と、そういうふうなかたちで導入されています。この場合、先ほどおっしゃいましたけれども、持込み10kgあたり101円になりますので、うちの組合、今度125円ですけれどもそれと比べると少し安いという状況ではございます。一方、2番目に呉市がございすけれども、10kgあた</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>り 160 円という直接搬入の手数料になっております。同様にですね、そのあたり見ていただきますと三原市で 10kg 140 円、竹原市で 10kg 70 円、まあ、隣の三次市 10kg 80 円、それから安芸太田町ですね、4 ページの方でございますけれども、そちらは 10kg 115 円というふうになっておりますので、最初御質問があった事業系のごみ処理手数料というのは、県内ほぼ平均ではないですけれども、それぐらいの手数料になっていると言えると思います。</p> <p>それから 2 番目の御質問ですけれども、無料のところはどれだけあるかという御質問です。資料の 4 の 1 ページ、生活系のごみですけれども、こちらが家庭ごみの有料化、無料化の状況です。無料のところ、広島市さんは粗大ごみだけ有料なんですけど、他は無料ですので、そこにですね、指定袋で有料となってなくて、直接搬入ですね、10kg いくらって書いてあるところが無料になっているところになる、10kg いくらって書いてあるところが無料ではないというところになると、実際、いくつあるかということになりますけれども、無料の市町っていうのがですね、おそらく県内でですね、15、16 自治体かなと思います。ちょっと数、今数えてないんですけれども、この表に従うとそういうふうなかたちで、なると思います。以上です。</p>
	議 長	他に質疑はありますか。
4 番議員	議 長	議長。
議 長	4 番議員	4 番、美濃孝二君。
	4 番議員	<p>はい。今答弁がありましたように、私の調査でも 16 市町が生活系、家庭ごみの持込み料は無料になっています。じゃあ有料の市町の状況はどうかということですが、10kg あたりで出されておりますが、呉市が 160 円、府中市が 160 円ですが、庄原市が 60 円、安芸太田町が 115 円、こちら芸北広域では 65 円、いうふうに思っておりますが、これで間違いがないかどうか。</p> <p>1 点、新たな質問です。芸北広域組合では、条例に規定していない、先ほど説明がありましたが、ごみ袋代について伺います。この間の説明では、持込み手数料引上げに連動し、現在の燃えるごみ袋 40 リットル 65 円をおおむね 33 リットルに容量を小さくし、この後も検討されるようですが、現在の 65 円とする考えではないかと思うんですが、そう理解していいかどうか伺います。</p>
議 長	局 長	<p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 局 長	<p>局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。まず最初の御質問ですけれども、この資料の4、平成、すみません令和3年4月1日現在の調査資料ですので、これに基づきますと、先ほどおっしゃったように、呉市は10kg160円の持ち込み手数料ですし、庄原市さんは10kg80円、すみません、10kg60円、指定袋に入れない場合ですね、そういったかたちでお間違いはないと思います。</p> <p>2つ目の質問ですけれども、指定袋の大きさについては、議員のお考えのとおりです。65円という処理手数料は変更せずに、袋の大きさを変えて変更するというものでございます。ただ今の袋っていうのが40リットルとここには書いてあるんですが、実際45リットルくらいのお市町と比べて同じような大きさにはなっているんで、そのあたりのところはちょっと協議させていただきながら、サイズというのは実際今の容量の1割、20%カットって言うかたちの物にしたいと考えているところです。以上です。</p>
	議 長 4 番 議 員 議 長 4 番 議 員	<p>他に質疑はありますか。</p> <p>はい、議長。最後の質問です。</p> <p>4番、美濃孝二君。</p> <p>はい。3回目ですので最後です。県内の燃えるごみ袋代の状況は、無料が7市町、有料な市町でも30リットル換算すると安芸太田町、神石高原町が50円ですが、残る10市町は30円以下となっています。これで間違いないかどうか。そのため、今回の改定により芸北広域きれいセンターの燃えるごみ袋代は、30リットルあたり換算で改定すると59円、約59円になって、県内で最も高くなるのではないかと考えていいかどうか伺います。</p>
	議 長 局 長 議 長 局 長	<p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。議員のおっしゃるとおりです。ごみ袋代につきましては、先ほどおっしゃったようなとおりです。それから、大体1リットル1円という設定してあるところが多いんです。だから30リットルで30円っていうのが大体全国的にも多いんですけれども、安芸太田町さんですか、他の町ではやはりそれに見合った金額を設定されていらっしゃると思います。ただですね、袋の大きさというのが先ほど写真でもあったと思うんですが、呉市さんの場合45リットルと言われている袋がですね、私どもの40リットルの袋と同じよう</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>な大きさっていうのもあります。で、袋の容量の計算というのがいろいろ方法がありますので、まあそれについてはメーカーとかそういうことによっても違うんで、一概には言えません。ただですね、組合のごみ処理手数料っていうのは県内でもトップレベルの高い水準の費用であることは間違いありません。燃えないごみ、今回は燃えるごみですけど、燃えないごみ1袋100円というのはですね、多分県内で1番高いというのは確かです。燃えるごみもですね、以前は神石高原町でしたか、うちの組合より高いところがあったんですが、そちらはごみ処理施設、処理の方法を変更された時に改定されて、安くなっているんで、今は、おっしゃるように高い水準、県内で高いであろうと思われまます。以上です。</p>
	議 長	他に質疑はありませんか。
	1 番 議 員	議長。
	議 長	はい、1番、芦田宏治君。
	1 番 議 員	<p>はい。施設の持込みごみが20%値上げとなりますが、今、電気代や重油代が大幅に上がっています。今後のきれいセンターについては、新規建設又は委託など検討されていますが、いずれに決まるにしても、それまでは追加値上げの必要は、絶対に無いのか伺います。</p>
	議 長	答弁を求めます。
	管 理 者	議長。
	議 長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	<p>今の状況で検討した中では、これが妥当なところだと言うふうに思っておりますけれども、今後のことについては、また情勢の変化によって、また変わってくる可能性はあると思っておりますが、少々の範囲でしたら、この金額で耐えられるんじゃないかというふうに思っています。他市町との比較の資料4なんかがありますけれども、これは令和3年4月1日現在ということですので、どこも電気料中心にあるいは灯油等もかなり上がってきておりますので、他も見直しはされるんじゃないかというふうに思っておるところであります。</p>
	議 長	以上で答弁を終わります。
		他に質疑はありませんか。
	1 番 議 員	議長。
	議 長	1番、美濃孝二君。失礼、芦田宏治君。失礼しました。
	1 番 議 員	はい。今お聞きして、できれば次の値上げは無しで、次の施設な

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>1 番議員</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>り、委託なり、それが決まればと思います。</p> <p>もう一つ、もう1点お伺いします。値上げによって持込みごみが減少すれば本当にいいと思いますが、この値上げ幅では、持込みごみは大きく変わらないのではないかという気がします。私も時々ごみの持込み、車で持って来るんですが、今の金額が上がったぐらいなら、まあ引き続き持ってこようかなというふうに思いますので、何かもう少し住民への動機付けになるようなものを考えておられるのか伺います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。そうですね。先ほどの費用のことですけれども、今回値上げすることによってですね、電気代、上昇分1,700万くらいあるんですが、それが値上げによってですね、ちょうど解消できると考えておるところでございます。今おっしゃったように、結局値上げしてもお客さん、ごみの施設利用の持込みというのは変わらないのじゃないかという御質問なんですけれども、確かにその面もあると思うんですが、ただですね、きれいセンターにごみ袋1つとかですね、10kgくらいしか持って来られない方も結構いらっしゃる。その方々の話を聞くのにですね、安いからというのをおっしゃいますね。今ごみ1袋65円ですけれども、10kg65円です。それが今度10kg100円になったらですね、ごみ袋の方が安いんじゃないかと思っただけだったらいいかなと思うんです。そうするとわざわざきれいセンターに来ていただかなくても、ごみステーションに燃えるごみは出していただきたいと言うところです。で、実際今回の値上げというのも、燃えるごみに特化しているんですが、それはなぜかと言うとやはり坂道で行列になっている方の車を見ますと、軽トラックの後ろに燃えるごみの袋が2つしか載っていない、一方、粗大ごみが満載して、タンスや家具、布団も沢山ある車も、沢山あるという中で、私達はできれば、粗大ごみは、きれいセンターに是非持って来ていただきたい。ステーションに出されると収集がもう大変ですし、年に2回しか収集がございません。ですので、今回主にこちらが意図しているのは、そういうちょっとした少量の燃えるごみの持込みの方、この方々に是非再考、きれいセンターではなくて、ごみステーションに出せるということを誘導したいということも含めて、今回検討している状況です。以上です。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>か御意見がありました、逆にこれは処理経費が下がれば、当然手数料も下がるんですね、ということがありました。実際そうだと思います。ですので他の町だとですね、1年間のごみ処理にかかった経費を基に次の年の処理手数料を決める、というそういう町もあるところも聞いたことがございます。私どもも今回手数料を上げるだけではなくて、経費の削減っていうところで、今、熊高議員がおっしゃったような収集運搬のコスト削減のためにどうしたらいいかというところで今、分別を進めていらっしゃるというところだったので、地域で確かに回収拠点が設けられればですね、今山奥のステーションとか行ってもですね、無い場合もある。あるいは逆にそういう所からごみを出す方っていうのは大変かもしれません。地域の方でそういうのが協働で解決できるのであれば、収集運搬コストの減少分、まあ2分の1とかそれぐらいをですね、その地域に還元するっていうことも考えられるんじゃないかっていうことは以前からですね、関係、協議しているところでございます。先ほど、そういった考えで進めていかないとは思っておりますけれども、地域でですね、そういったいろんな問題等ある中で、そういう御提案もいただければこちらもいろんな施策の検討はできると思いますけれども、今おっしゃった一つの方法だと思います。地域でまとめてそこで分別のステーションをされればですね、かなり収集運搬の効率は上がると思います。以上です。</p>
	議 長	答弁を終わります。
	6 番 議 員	はい、議長。
	議 長	6 番、熊高昌三君。
	6 番 議 員	<p>まあ両自治体としっかり連携しながらですね、そういった取り組みができれば経費削減にもなると思いますので、まあ私達も地域とともにそういった協議、協力をしていきたいなと考えていますので、取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>安芸高田市は、コンパクトシティという方向でいろんな街作りに対するということがありますが、まあそういったところにも関係してくる部分かなあというところもありますので、そういった街作りに対するごみ処理にしてもですね、中身に組み込みながら考えていただきたいなというところがありますが、そのへんで副管理者の方で、コンパクトシティというのを進めておられますが、そういった観点でお考えがあればお伺いしたいと思います。</p>
	副管理者	議長。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 副管理者	<p>答弁を求めます。副管理者、石丸伸二君。</p> <p>はい。コンパクトシティの発想としては今議員から御指摘、御提案をいただいたとおりですね。もっと集約を進められればと思うところですが、もちろんこれは、ごみに限らない話ではあるんですが、生活の基盤としてごみというものは、非常に大きなテーマですので、まずそこから始めるというのは、市としては非常に取り組みたいというふうに考えております。</p>
	議 長 6 番 議 員 議 長 6 番 議 員	<p>以上で答弁を終わります。</p> <p>はい、議長。</p> <p>6 番、熊高昌三君。</p> <p>もう一点、燃えるごみの中の重量としては、生ごみが非常に比重としては大きいんだろうなというふうに思います。どうしても水分が多くなりますので。この生ごみを減らすという事、特に私達が住んでいる山あいだったら畑に埋めたりですね、そういった処理もできる可能性もあるんですが、都市部のアパート住まいの皆さん、そういった皆さんは、なかなか生ごみの処理というのは難しいんだろうと。水をしっかり切ってといってもなかなか忙しい日々の中で、そこまで徹底できないということも想像ができるんですが。以前、安芸高田市もやっておりました生ごみの処理機の補助制度、こういったものも前年だったのですかね、無くなったと思うんですが、広域ごみ処理組合の方ですね、そういった取組を推進できればいいなというふうに私は考えておりますが。</p> <p>生ごみの処理についてですね、組合として方向性を何か考えていかれるつもりはあるのか、ないのか、お伺いしたいと思います。</p>
	議 長 局 長 議 長 局 長	<p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。今回の燃えるごみの袋の改定に伴う御質問なんだと思いますけれども、その施策についてもですね、今度いろいろ考えているところがございます。ちょうどこの後の全員協議会で、燃えるごみの袋の分析した結果とかございますので、そちらで御説明させていただきます。以上です。</p>
	議 長 議 長	<p>以上で答弁を終わります。他に質疑はありませんか。</p> <p>〔 「なし」という者あり 〕</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>4 番議員 議 長</p> <p>4 番議員</p> <p>議 長</p> <p>6 番議員</p> <p>議 長</p> <p>6 番議員</p>	<p>議長。</p> <p>4 番、美濃孝二君。</p> <p>まず原案に対する反対討論の発言を許可いたします。</p> <p>はい。4 番、美濃孝二です。議案第 6 号「芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」について反対討論を行います。</p> <p>質疑でも明らかになりましたように、事業系燃えるごみ持込み手数料の改定については、本来、事業者が処理すべきものであるため、賛成をするものです。</p> <p>しかし、反対する第 1 の理由は、家庭系の燃えるごみ見直しについて、持込み手数料が安価なため住民負担の公平化を図るとのことですが、県内市町の状況をみると無料がほとんどで、とても住民の理解が得られるとは考えられないからです。</p> <p>第 2 の理由は、処理コストが増加しているとのことですが、値上げする前に、燃えるごみの減量化、資源化を徹底して行うべきと考えますが、特に家庭系の燃えるごみの削減について具体的な方法が不十分と考えるからです。</p> <p>第 3 の理由は、ごみ分別減量意識の向上を進めるための動機付けが必要とのことですが、上からの押し付けと受け止められないからです。</p> <p>第 4 の理由は、条例にない燃えるごみ袋代が、この条例に連動して引上げられ、県内一高い袋代になり、新型コロナの影響や多くの物価が急上昇している中で、暮らしが苦しい住民にさらなる負担を押し付け、一層苦しめることになるからです。</p> <p>以上、主な理由として、この条例に反対するものです。議員各位の御賛同をお願いします。</p> <p>次に原案に対する賛成討論の発言を許します。</p> <p>はい、議長。</p> <p>6 番、熊高昌三君。</p> <p>はい。議案第 6 号に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。先ほど質疑の中でいろいろ御議論ありましたが、現状の中でこの施設の運営について、これだけの値上げをするという必要性を感じましたし、その中でごみの減量化にも取り組む、あるいはそういった意識付けもしていく、そういったことも当然加味された中で、いろんな背景のある値上げの議案だというふうに受け止めています。そういった中で、今後経費削減ができる中で、この受益</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 5	6 番議員	<p>者負担もその都度変更もできる、というふうな御答弁もありましたので、できるだけごみの減量化あるいは経営の効率化を図りながら、改めてこの価格が下がることができれば、市民にも御理解いただけたと思いますし、第 1 は受益者負担ということをしっかり位置付けていくことが必要だというふうに思いますので、今回の議案第 6 号については私は賛成をさせていただきます。以上です。</p>
	議 長	<p>次に原案に対する反対討論の発言を許します。 〔 発言なし 〕</p>
	議 長	<p>次に原案に対する反対討論の発言を許します。 〔 発言なし 〕</p>
	議 長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第 6 号、「芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を、起立により採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立をお願いいたします。 〔 賛成者が起立する 〕</p>
	議 長	<p>はい。起立多数であります。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 5、議案第 7 号、「監査委員の選任の同意について」を、議題といたします。 この際、議案の朗読を省略し、提出者から、提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者	<p>議長。</p>
	議 長	<p>はい。管理者、箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>はい。それでは、議案第 7 号につきまして、説明をいたします。 提出議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 7 号、「監査委員の選任の同意について」の説明をします。 地方自治法第 196 条第 1 項の規定によりまして、次の方を監査委員、識見を有する者として、選任することにつきまして、組合議会の同意を求めるものでございます。 広島県安芸高田市向原町有留 2841 番地、木原張登さん。 生年月日、昭和 27 年 11 月 25 日で、現在、70 歳の方でございます。 本組合の監査委員、木原張登氏は、令和 5 年 7 月 16 日をもって</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
閉 議	管 理 者	<p>任期満了となられますが、引き続き同氏を、監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。</p>
	議 長	<p>木原氏は、財務省中国財務局勤務を経て、現在、行政書士として、また、安芸高田市の代表監査委員としても、活躍されていますが、地域活動や国際交流活動をはじめ、活動範囲は多岐にわたっておられまして、財政だけでなく、各方面にも高い見識を持っておられる方でございます。</p>
	議 長	<p>監査委員の任期は、4年間でございますが、これまでも、組合の監査委員として、適切な御意見や御指摘をいただいております、最適者であると考えますので、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
	議 長	<p>これで、提案理由の説明を終わります。 お諮りいたします。 本件については質疑討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。 〔 「なし」という者あり 〕</p>
	議 長	<p>御異議なしと認めます。よって質疑討論を省略することに決定いたしました。 これより議案第7号「監査委員の選任の同意について」を、起立により採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立をお願いいたします。 〔 賛成者が起立する 〕</p>
	議 長	<p>起立全員であります。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長 副管理者 議 長 副管理者	<p>以上で本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 閉会にあたり、副管理者から挨拶をお願いいたします。 議長。 はい。副管理者、石丸伸二君。 はい。皆様本日も御時間を頂戴しましてどうもありがとうございました。 この途中で少し言及がありましたが、この先のごみ処理方法について急ぎ議論を進め、結論を出していかなければならないと考えています。また事務局の方から御説明、御提案をさせていただきたい</p>

